



一、最新中国法令

● 关于清理规范税收等优惠政策的通知

【发布单位】国务院  
 【发布文号】国发〔2014〕62号  
 【发布日期】2014-12-09  
 【内容提要】该通知提出清理税收等优惠政策（包括税收、非税等收入优惠政策，以及与企业缴纳税收或非税收入挂钩的财政支出优惠政策等），要求各省级政府和有关部门在2015年03月底前，向财政部报送清理情况，由财政部汇总报国务院。

<b>统一税收政策制定权限。</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>除依据专门税收法律法规和《民族区域自治法》规定的税政管理权限外，各地区一律不得自行制定税收优惠政策；</li> <li>未经国务院批准，各部门起草其他法律、法规、规章、发展规划和区域政策都不得规定具体税收优惠政策。</li> </ul>
<b>严格执行现有行政事业性收费、政府性基金、社会保险管理制度。</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>严禁对企业违规减免或缓征行政事业性收费和政府性基金、以优惠价格或零地价出让土地；</li> <li>严禁低价转让国有资产、国有企业股权以及矿产等国有资源；</li> <li>严禁违反法律法规和国务院规定减免或缓征企业应当承担的社会保险缴费，未经国务院批准不得允许企业低于统一规定费率缴费。</li> </ul>
<b>未经国务院批准，各地区、各部门不得对企业规定财政优惠政策。</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li><u>对违法违规制定与企业及其投资者（或管理者）缴纳税收或非税收入挂钩的财政支出优惠政策，包括先征后返、列收列支、财政奖励或补贴，以代缴或给予补贴等形式减免土地出让收入等，坚决予以取消。</u></li> <li><u>其他优惠政策，如代企业承担社会保险缴费等经营成本、给予电价水价优惠、通过财政奖励或补贴等形式吸引其他地区企业落户本地或在本地缴纳税费，对部分区域实施的地方级财政收入全留或增量返还等，要逐步加以规范。</u></li> </ul>
<b>对法律法规规定的税收优惠政策和经国务院批准实施的非税收入及财政支出优惠政策，财政部要牵头定期评估。</b>

一、最新中国法令

● 税收などの優遇政策の整理規範化に関する通知

【発布機関】国務院  
 【発布番号】国発〔2014〕62号  
 【発布日】2014-12-09  
 【概要】本通知は、税金などの優遇政策（税金、非税収入の優遇政策、及び企業の納税又は非税収入に関連する財政支出優遇政策などを含む）の整理を提起し、各省级政府および関係部門に対し2015年3月末までに、財政部に整理状況を報告し、財政部がまとめて国務院に報告するよう求めた。

<b>税金政策の制定権限を統一する。</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>個別の税金法令および「民族区域自治法」で定める税政管理権限を除き、各地区はいずれも自ら税金優遇政策を制定してはならない。</li> <li>国務院の許可なく、各部門が起草するその他の法令、規則、発展計画と地域政策においてはいずれも具体的な税金優遇政策を定めてはならない。</li> </ul>
<b>現行の行政事業的料金、政府的基金、社会保険管理制度を厳格に実施する。</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>企業に対する行政事業的料金および政府的基金の徴収を規則に違反して減免または猶予し、優遇価格または無償で土地を払下げることを厳禁する。</li> <li>国有資産、国有企業持分および鉱産物などの国有資源の低価格譲渡を厳禁する。</li> <li>法令および国務院の規定に違反して、企業が負担すべき社会保険料の減免または徴収猶予を行うことを厳禁し、国務院の許可なく、企業が統一規定を下回る料率で料金を納付することを認めてはならない。</li> </ul>
<b>国務院の許可なく、各地区、各部門は企業に対し財政優遇政策を定めてはならない。</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li><u>法令に違反して制定された、企業およびその投資者（または管理者）が納付する税金または非税収入に関する徴収後の還付、収入・支出に計上する（帳簿上だけの計上であり、実質が伴わない）、財政奨励または補助、代理納付または補助支給などの形式による土地払下げ収入の減免などを含む財政支出優遇政策については、断固として取り消すものとする。</u></li> <li><u>その他の優遇政策、例えば企業の社会保険料などの経営コストの代理負担、電気代水道代の優遇、財政奨励または補助などの形式を通じたその他の地区から当該地区への企業誘致、または当該地区での税金納付、一部の区域で実施している地方レベルの財政収入全ての保留、または増額の還付などについては、段階的に規範化しなければならない。</u></li> </ul>
<b>法令で定める税金優遇政策ならびに国務院の許可を受けて実施する非税収入および財政支出優遇政策については、財政部が率先して定期的な評価を行わなければならない。</b>

<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 没有法律法规障碍且具有推广价值的政策，要尽快在全国范围内实施；</li> <li>▪ 有明确执行时限的政策，原则上一律到期停止执行；</li> <li>▪ 未明确执行时限的政策，要设定政策实施时限。</li> <li>▪ 对不符合经济发展需要、效果不明显的政策，财政部要牵头会同有关部门提出调整或取消的意见，报国务院审定。</li> </ul>
<b>建立信息公开和举报制度。</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 建立目录清单制度，除涉及国家秘密和安全的事项外，税收等优惠政策的制定、调整或取消等信息，要形成目录清单，并以适当形式及时、完整地向社会公开。</li> </ul>

【法令全文】请点击以下网址查看：  
[http://www.gov.cn/zhengce/content/2014-12/09/content\\_9295.htm](http://www.gov.cn/zhengce/content/2014-12/09/content_9295.htm)

● 一般反避税管理办法（试行）

【发布单位】国家税务总局  
 【发布文号】国家税务总局令第 32 号  
 【发布日期】2014-12-02  
 【实施日期】2015-02-01  
 【内容提要】该办法进一步明确了一般反避税的适用范围和判断标准，要求税务机关应当以具有合理商业目的和经济实质的类似安排为基准，按照实质重于形式的原则实施特别纳税调整。

<b>适用范围</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 适用于税务机关依法对企业实施的不具有合理商业目的而获取税收利益的避税安排，实施的特别纳税调整。</li> <li>▪ 以下情况不适用该办法：           <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 与跨境交易或者支付无关的安排；</li> <li>➢ 涉嫌逃避缴纳税款、逃避追缴欠税、骗税、抗税以及虚开发票等税收违法行爲。</li> </ul> </li> </ul>
<b>避税安排的特征</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 以获取税收利益为唯一目的或者主要目的；</li> <li>▪ 以形式符合税法规定、但与其经济实质不符的方式获取税收利益。</li> </ul>
<b>调整方法</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 对安排的全部或者部分交易重新定性；</li> <li>▪ 在税收上否定交易方的存在，或者将该交易方与其他交易方视为同一实体；</li> <li>▪ 对相关所得、扣除、税收优惠、境外税收抵免等重新定性或者在交易各方间重新分配；</li> <li>▪ 其他合理方法。</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 法令上の障害がなく且つ普及価値のある政策については、速やかに全国範囲で実施するものとする。</li> <li>▪ 明確な実施期限のある政策については、原則として一律に期限到来と共に実施を停止する。</li> <li>▪ 明確な実施期限のない政策については、政策実施期限を設定するものとする。</li> <li>▪ 経済発展の需要に合致せず、効果が明らかでない政策については、財政部が率先して関係部門と共に、調整または廃止に関する意見を提起し、国务院に報告して審査決定するものとする。</li> </ul>
<b>情報公開および通報制度を確立する。</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 目録リスト制度を確立し、国家秘密および安全にかかわる事項を除いて、税收などの優遇政策の制定、調整または取消などに関する情報は、目録リストを作成し、適切な形式で、遅滞なく、完全に社会へ向け公開しなければならない。</li> </ul>

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
[http://www.gov.cn/zhengce/content/2014-12/09/content\\_9295.htm](http://www.gov.cn/zhengce/content/2014-12/09/content_9295.htm)

● 一般租税回避防止管理弁法（试行）

【発布機関】国家税務総局  
 【発布番号】国家税務総局令第 32 号  
 【発布日】2014-12-02  
 【実施日期】2015-02-01  
 【概要】本弁法は一般租税回避防止の適用範囲および判断基準を更に明確にし、税務機関に対し合理的な商業目的と経済的な実質性を備えた類似の処理を基準として、実質を形式より重んじる原則に照らして特別納税調整を行うように求めた。

<b>適用範圍</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 企業が実施する合理的な商業目的を伴わずに税務上の利益を得ている租税回避処理に対して、税務機関が法に従って実施する特別納税調整に適用される。</li> <li>▪ 以下の状況には本弁法を適用しない。           <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ クロスボーダー取引または支払と無関係の処理。</li> <li>➢ 納税回避、追徴納税回避、脱税、税金騙し取りおよび虚偽の発票発行などの税収上の違法の疑いがある行為。</li> </ul> </li> </ul>
<b>租税回避処理の特徴</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 税務上の利益の獲得を唯一の目的または主な目的としている。</li> <li>▪ 形式上は税法の規定に合致しているが、その経済的実質に合致していない方式で税務上の利益を獲得する。</li> </ul>
<b>調整方法</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 処理された全部または一部の取引について、改めて性質を確定する。</li> <li>▪ 税務上、取引当事者の存在を否定し、または当該取引当事者をその他の取引当事者と同一の実体であると見なす。</li> <li>▪ 関連する所得、控除、税收優遇、国外税收相殺・免除などについて、改めて性質を確定し、または取引当事者の間で改めて配分する。</li> <li>▪ その他の合理的方法。</li> </ul>

程序
<ul style="list-style-type: none"> <li>立案→调查→结案</li> <li>主管税务机关根据调查过程中获得的相关资料，自国家税务总局同意立案之日起9个月内进行审核，综合判断企业是否存在避税安排，形成案件不予调整或者初步调整方案的意见和理由，层报省税务机关复核同意后，报税务总局申请结案。</li> </ul>

【法令全文】请点击以下网址查看：  
《一般反避税管理办法（试行）》  
<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c1395341/content.html>  
答记者问  
<http://www.chinatax.gov.cn/n810219/n810724/c1395143/content.html>

手順
<ul style="list-style-type: none"> <li>立件→調査→事件終結</li> <li>主管税務機關は、調査過程において取得した関連資料に基づき、国家税務総局が立件に同意した日から9ヶ月以内に審査を行い、企業に租税回避処理が存在するかを総合的に判断し、事件を調整しないまたは初期の調整方案に関する意見および理由を作成し、省税務機関に順を追って報告し、確認同意を得た上で、税務総局に報告し事件終結を申請する。</li> </ul>

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
「一般租税回避防止管理弁法（試行）」  
<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c1395341/content.html>  
記者からの質問に対する回答  
<http://www.chinatax.gov.cn/n810219/n810724/c1395143/content.html>

● [关于利用全国融资租赁企业管理信息系统进行租赁物登记查询等有关问题的公告](#)

【发布单位】 商务部  
【发布文号】 商务部公告 2014 年第 84 号  
【发布日期】 2014-12-04  
【出台背景】 根据《[最高人民法院关于审理融资租赁合同纠纷案件适用法律问题的解释](#)》第九条规定：第三人与承租人交易时，未按规定在相应机构进行融资租赁交易查询的，出租人主张第三人物权权利不成立的，法院予以支持。

【内容提要】 根据该公告：  

- 全国融资租赁企业管理信息系统（<http://leasing.mofcom.gov.cn>）是商务部建立的综合性融资租赁服务平台，可为内资融资租赁试点企业、外商投资融资租赁企业及相关企业、组织和个人提供公共信息、租赁物登记公示查询、交流合作等服务。
- 企业等在受让物权，办理抵押、质押或进行其他物权变动交易时，可以登陆全国融资租赁企业管理信息系统查询已经登记的融资租赁企业名录和租赁物权属状态，防止租赁物恶意转卖，规避交易风险。

【法令全文】请点击以下网址查看：  
<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/c/201412/20141200827380.shtml>

● [全国ファイナンスリース企業管理情報システムを利用して行うリース物件登記照会などに伴う事項に関する公告](#)

【発布機関】 商務部  
【発布番号】 商務部公告 2014 年第 84 号  
【発布日】 2014-12-04  
【発布背景】 [「ファイナンスリース契約紛争事件の審理における法律適用事項に関する最高人民法院の解釈」](#) 第九条の規定によると、第三者が賃借人と取引を行う際、規定どおりに関係機関にてファイナンスリース取引の照会を行っていない状況で、賃貸人が第三者の物権は権利不成立であると主張した場合、裁判所はこれを支持する。

【概要】 本公告によると、以下の通りである。  

- 全国ファイナンスリース企業管理情報システム（<http://leasing.mofcom.gov.cn>）は商務部が構築した総合的ファイナンスリースサービスプラットフォームであり、内資ファイナンスリース試行企業、外商投資ファイナンスリース企業および関連企業、組織ならびに個人向けに公共情報、リース物件登記公開照会、交流提携などのサービスを提供することができる。
- 企業などが、物権の譲受け、抵当権設定、質権設定、またはその他の物権変動取引を行う際、全国ファイナンスリース企業管理情報システムにログインして登記済みのファイナンスリース企業名簿およびリース物件の権利帰属状況を照会することで、リース物件の悪意の転売を防止し、取引リスクを回避することができる。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/c/201412/20141200827380.shtml>

● 企业安全生产风险公告六条规定

【发布单位】国家安全生产监督管理总局  
【发布文号】国家安全生产监督管理总局令 70 号  
【发布日期】2014-12-10  
【实施日期】2014-12-10  
【内容提要】该规定要求企业：

- 必须在企业醒目位置设置公告栏，在存在安全生产风险的岗位设置告知卡，分别标明本企业、本岗位主要危险危害因素、后果、事故预防及应急措施、报告电话等内容。
- 必须在重大危险源、存在严重职业病危害的场所设置明显标志，标明风险内容、危险程度、安全距离、防控办法、应急措施等内容；
- 必须在有重大事故隐患和较大危险的场所和设施设备上设置明显标志，标明治理责任、期限及应急措施；
- 必须在工作岗位标明安全操作要点；
- 必须及时向员工公开安全生产行政处罚决定、执行情况和整改结果；
- 必须及时更新安全生产风险公告内容，建立档案。

【法令全文】请点击以下网址查看：  
[http://www.chinasafety.gov.cn/newpage/Contents/Channel\\_6288/2014/1211/244189/content\\_244189.htm](http://www.chinasafety.gov.cn/newpage/Contents/Channel_6288/2014/1211/244189/content_244189.htm)

● 关于在中国（上海）自由贸易试验区开展“自主报税、自助通关、自动审放、重点稽核”改革项目试点的公告

【发布单位】上海海关  
【发布文号】上海海关公告 2014 年第 44 号  
【发布日期】2014-12-05  
【实施日期】2014-12-05  
【内容提要】根据该公告：

- “自主报税、自助通关、自动审放、重点稽核”作业模式是指，企业登录关企共用平台预录入客户端，自主如实申报报关单数据，并主动申报税款，海关信息系统对于企业申报数据进行自动审放一体作业。试点初期，该作业模式仅适用于试验区“分送集报”进口业务。

● 企業の安全生産リスク公告に関する六条の規定

【発布機関】国家安全生产监督管理总局  
【発布番号】国家安全生产监督管理总局令 70 号  
【発布日】2014-12-10  
【実施日期】2014-12-10  
【概要】本規定は、企業に対し以下の要求を出している。

- 企業が目立つ位置に公告欄を設け、安全生産リスクが存在する職場に告知カードを設置し、自社、当該職場の主な危険有害要素、影響、事故防止および応急措置、通報電話などの内容をそれぞれ明示しなければならない。
- 重大危険源、深刻な職業病危害が存在する場所に明確な標識を設置し、リスクの内容、危険の程度、安全距離、抑制防止方法、応急措置などの内容を明示しなければならない。
- 重大事故の潜在的なリスクおよび大きな危険が存在する場所および施設・設備に明確な標識を設け、管理責任、期間および応急措置を明示しなければならない。
- 職場において安全な取扱いの要点を明示しなければならない。
- 遅滞なく従業員に対し安全生産行政处罚の決定、実施状況および是正結果を公開しなければならない。
- 遅滞なく安全生産リスクの公告内容を更新し、記録保存を行わなければならない。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
[http://www.chinasafety.gov.cn/newpage/Contents/Channel\\_6288/2014/1211/244189/content\\_244189.htm](http://www.chinasafety.gov.cn/newpage/Contents/Channel_6288/2014/1211/244189/content_244189.htm)

● 中国(上海)自由貿易試験区における「自主税金申告、自主通関、自動審査、重点チェック」改革項目試行に関する公告

【発布機関】上海税関  
【発布番号】上海税関公告 2014 年第 44 号  
【発布日】2014-12-05  
【実施日期】2014-12-05  
【概要】本公告によると、以下の通りである。

- 「自主税金申告、自主通関、自動審査、重点チェック」作業モデルとは、企業が税関・企業共用プラットフォームの事前入力利用者側端末にログインし、自主的に事実に基づき通関書類データを申告した上で、自発的に税金申告を行い、税関情報システムが企業の申告データに対し自動審査を行う一体化作業を指す。試行初期においては、本作業モデルは試験区における「分割輸送、集中申告」輸入業務に限り適用する。

- 符合规定条件的企业，可以向上海海关关税处或自贸区海关申请接受资质综合评估。

【法令全文】请点击以下网址查看：  
<http://shanghai.customs.gov.cn/publish/portal27/tab61724/info726481.htm>

● 关于规范合同纠纷级别管辖及案件受理费问题的意见（北京）

【发布单位】北京市高级人民法院  
 【发布文号】京高法发〔2014〕450号  
 【发布日期】2014-11-15  
 【实施日期】2014-11-15  
 【内容提要】根据该意见：

- 合同纠纷应以诉讼请求标的额作为确定级别管辖的依据，并根据以收取案件受理费。
- 该意见对不同诉讼请求下，诉讼请求标的额的确定进行了规定。

【法令全文】请点击以下网址查看：  
<http://www.bjcourt.gov.cn/article/newsDetail.htm?Nid=40000434&channel=100001011>

● 关于立案工作中适用《民事诉讼法》若干问题的解答（北京）

【发布单位】北京市高级人民法院  
 【发布文号】京高法发〔2014〕449号  
 【发布日期】2014-11-15  
 【实施日期】2014-11-15  
 【内容提要】该解答对起诉的法律效力、告知的性质、约定管辖的认定、权利竞合时合同约定管辖适用等 16 个问题进行了解答。

【法令全文】如需法令全文，可以和我们联系。

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、相关新信息

- 条件に合致する企業は、上海税関関税処または自由貿易区税関に対し資格総合評価を申請し、当該評価を受けることができる。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
<http://shanghai.customs.gov.cn/publish/portal27/tab61724/info726481.htm>

● 契約紛争管轄等級および事件受理費用の規範化事項に関する意見（北京）

【発布機関】北京市高級人民法院  
 【発布番号】京高法発〔2014〕450号  
 【発布日】2014-11-15  
 【実施日期】2014-11-15  
 【概要】本意見によると、以下の通りである。

- 契約紛争は訴訟請求額を管轄等級確定の根拠とした上で、これに基づき事件受理費を徴収しなければならない。
- 本意見は個々の訴訟請求における訴訟請求額の確定について、規定を設けた。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
<http://www.bjcourt.gov.cn/article/newsDetail.htm?Nid=40000434&channel=100001011>

● 立件作業における「民事诉讼法」の適用に伴う若干事項に関する解答（北京）

【発布機関】北京市高級人民法院  
 【発布番号】京高法発〔2014〕449号  
 【発布日】2014-11-15  
 【実施日期】2014-11-15  
 【概要】本解答は、訴訟の提起に関する法的効力、告知の性質、管轄の取決めに関する認定、権利が競合した場合の契約の管轄に関する取決めの適用などの 16 の問題に対し解答を与えた。

【法令全文】法令全文のご要望があれば、当所までご連絡ください。

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、関連する新着情報

- 国务院：确定新一批简政放权、放管结合措施，广东、天津、福建将设自贸区

日前召开的国务院常务会议确定新一批简政放权、放管结合措施，促进转变政府职能、建设现代政府；部署推广上海自贸试验区试点经验、加快制定完善负面清单，推动更高水平对外开放。简要介绍如下：

<b>简政放权、放管结合</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 再取消和下放 108 项主要涉及投资、经营、就业等的审批事项。</li> <li>▪ 将电信业务经营许可、道路货运经营许可证核发等 26 项工商登记前置审批改为后置审批。</li> <li>▪ 取消景观设计师等 68 项职业资格许可和认定。</li> </ul>
<b>推广上海自贸试验区试点经验</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 进一步压缩负面清单，在服务业和先进制造业等领域再推出一批扩大开放举措，并将部分开放措施辐射到浦东新区。</li> <li>▪ 除涉及法律修订等事项外，在全国推广包括投资、贸易、金融、服务业开放和事中事后监管等方面的 28 项改革试点经验，在全国其他海关特殊监管区域推广 6 项海关监管和检验检疫制度创新措施。</li> <li>▪ 在广东、天津、福建特定区域再设三个自由贸易园区，以上海自贸试验区试点内容为主体，结合地方特点，充实新的试点内容。</li> </ul>

（里兆律师事务所 2014 年 12 月 12 日编写）

- 商务部首次公布经营者集中相关行政处罚决定

日前，商务部公布了三份经营者集中相关行政处罚决定书。这是自 2008 年《反垄断法》生效以来，商务部首次公布经营者集中相关行政处罚决定书。而早在 2014 年 03 月 20 日，商务部称，将对 2014 年 05 月 01 日后立案调查的未依法申报经营者集中案件，通过商务部网站向社会公布行政处罚决定。

关于处罚决定，简要介绍如下：

- 国务院：行政の簡素化、権限の下部への委譲、委譲と管理を結合した新たな措置を確定し、広東、天津、福建で自由貿易区の設定を予定している

先頃開催された国务院常务会议において行政の簡素化、権限の下部への委譲、委譲と管理を結合した新たな措置を確定し、政府職能の転換を促進し、現代政府を構築し、上海自由貿易試験区における試行経験の普及、ネガティブリスト制定整備の加速、より高い水準での対外開放を推進することを計画している。以下に簡潔に紹介する。

<b>行政の簡素化、権限の下部への委譲、委譲と管理の結合</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 更に 108 項目の主に投資、経営、就業などにかかわる審査許可事項の廃止、権限委譲が行われた。</li> <li>▪ 電信業務経営許可、道路貨物輸送経営許可証の発行など 26 項目の工商登記事前審査許可が事後審査許可へと変更された。</li> <li>▪ 景観設計士など 68 項目の職業資格許可と認定が廃止された。</li> </ul>
<b>上海自由貿易試験区における試行経験の普及</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ ネガティブリストを更に圧縮し、サービス業と先端製造業などの分野において更なる拡大開放措置を講じた上、一部の開放措置を浦东新区へと広めた。</li> <li>▪ 法律改正などにかかわる事項を除き、全国的に投資、貿易、金融、サービス業の開放および中間過程、事後の監督管理などに関する 28 項目の改革試行経験を普及し、全国のその他の税関特別監督管理区域において 6 項目の税関監督管理および検査検疫制度の革新措置を普及させる。</li> <li>▪ 広東、天津、福建の特定区域において、改めて 3 つの自由貿易園區を設定し、上海自由貿易試験区の試行内容を主体として、地方の特徴に照らし、新たな試行内容を充実させる。</li> </ul>

（里兆法律事務所が 2014 年 12 月 12 日付で作成）

- 商務部が初めて事業者集中に関する行政処罰決定を公布した

先頃、商務部は三つの事業者集中に関する行政処罰決定書を公布した。これは 2008 年「独占禁止法」の発効以来、商務部が初めて公布した事業者集中に関する行政処罰決定書である。なお、早くは 2014 年 3 月 20 日の時点で、商務部は 2014 年 5 月 1 日以降に立件調査を行う法に従って事業者集中申告を行っていない事件については、商務部ウェブサイトを通じて社会に向け行政処罰決定を公布すると発言していた。

処罰決定について、以下の通り簡潔に紹介する。

文号	商法函〔2014〕786号	商法函〔2014〕787号
受罚对象	西部数据	
受罚行为	西部数据公司违反此前经营者集中申报项目中商务部的限制性条件	
	未经批准，撤销 Viviti/HGST 公司发展部门，并将有关员工转移至西部数据任职。	未经批准，将 Viviti 公司的美国子公司 HGST 美国公司，转移到西部数据科技公司旗下，成为西部数据科技公司的全资子公司。
限制性条件	维持 Viviti 公司交易前的状态，确保 Viviti 公司维持独立的法人地位并独立开展业务。 (关于附加限制性条件批准西部数据收购日立存储经营者集中反垄断审查决定的公告)	
处罚决定	<ul style="list-style-type: none"> <li>30 万元人民币罚款；</li> <li>在行政处罚决定作出之日起 45 天内，采取承诺的措施改正违法行为。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>30 万元人民币罚款；</li> <li>在行政处罚决定作出之日起 45 天内，采取承诺的措施改正违法行为。</li> </ul>

文書番号	商法函〔2014〕786号	商法函〔2014〕787号
処罰対象	ウエスタン・デジタル	
処罰を受けた行為	ウエスタン・デジタル会社は、この前の事業者集中申告項目における商務部の制限条件に違反した。	
	許可なく、Viviti/HGST 会社の発展部門を廃止した上、関係職員をウエスタン・デジタルに移籍して就労させていた。	許可なく、Viviti 会社のアメリカ子会社 HGST アメリカ会社をウエスタン・デジタル科技会社の傘下に移し、ウエスタン・デジタル科技会社の 100% 出資子会社にした。
制限条件	Viviti 会社を取引前の状態に保ち、Viviti 会社の独立法人としての地位を維持した上、単独で業務を実施できる状態を確保する。 (制限条件を付加してウエスタン・デジタルによる HGST の買収を許可する事業者集中独占禁止審査決定に関する公告)	
処罰決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>30 万人民元の過料。</li> <li>行政処罰が決定した日から 45 日以内に、承諾した措置を講じて規則違反行為を是正する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>30 万人民元の過料。</li> <li>行政処罰が決定した日から 45 日以内に、承諾した措置を講じて法律違反行為を是正する。</li> </ul>

文号	商法函〔2014〕788号
受罚对象	紫光集团
受罚行为	紫光集团有限公司收购锐迪科微电子公司达到申报标准，但未进行经营者集中申报。
评估结果	该项经营者集中不会产生排除、限制竞争的影响。
处罚决定	30 万元人民币罚款

文書番号	商法函〔2014〕788号
処罰対象	紫光集团
処罰を受けた行為	紫光集团有限公司による銳迪科微电子会社の買収は申告基準に達していたが、事業者集中申告を行わなかった。
評価結果	当該プロジェクトの事業者集中は競争を排除、制限する影響を生じない。
処罰決定	30 万人民元の過料

相关法律规定：

- 《[反垄断法](#)》第四十八条

经营者违反本法规定实施集中的，由国务院反垄断执法机构责令停止实施集中、限期处分股份或者资产、限期转让营业以及采取其他必要措施恢复到集中前的状态，可以处五十万元以下的罚款。
- 《[未依法申报经营者集中调查处理暂行办法](#)》第十三条

经调查认定被调查的经营者未依法申报而实施集中的，商务部可以对被调查的经营者处 50 万元以下的罚款，并可责令被调查的经营者采取以下措施恢复到集中前的状态：（一）停止实施集中；（二）限期处分股份或者资产；（三）限期转让营业；（四）其他必要措施。商务部依据前款进行处理时，应当考虑未依法申报行为

関連法の規定

- 「[独占禁止法](#)」第四十八条

事業者が本法規定に違反して集中を実施した場合、国务院独占禁止法執行機関は集中の実行停止、期限付の持分または資産の処分、期限付の営業譲渡およびその他の必要な措置を講じての集中前の状態への回復を命じ、五十万元以下の過料を科すことができる。
- 「[法に従った申告を行わなかった事業者集中の調査処理に関する暫定弁法](#)」第十三条

調査の結果、被調査事業者が法に従った申告を行わずに集中を実施したと認定された場合、商务部は被調査事業者に対し 50 万元以下の過料を科した上、被調査事業者に対し以下の措置を講じての集中前の状態への回復を命じることができる。（一）集中の実行停止、（二）期限付の持分または資産の処分、（三）期限付の営業譲渡、（四）その

的性质、程度、持续的时间，以及依据本办法第八条第三款做出的竞争效果评估结果等因素。

(里兆律师事务所 2014 年 12 月 12 日编写)

● 国家税务总局发布《预约定价安排年度报告(2013)》

日前，国税总局以中英文形式对外发布《中国预约定价安排年度报告(2013)》(中文; 英文)，这是中国第五次对外发布预约定价安排(以下简称 APA) 年度报告。该报告介绍了中国 APA 制度、执行程序及实践发展情况，覆盖了 2005 年~2013 年间 APA 谈签的统计数据和分析。

APA 是指企业就其未来年度关联交易的定价原则和计算方法，向税务机关提出申请，与税务机关按照独立交易原则协商、确认后达成的协议。按照参与的国家(或具有独立税收管辖权的地区) 税务主管当局数量，APA 可分为单边、双边和多边三种类型。

(里兆律师事务所 2014 年 12 月 12 日编写)

● 在上海跨国公司地区总部已达 484 家、投资性公司 295 家、研发中心 379 家

截至 2014 年 10 月，外商在上海累计设立跨国公司地区总部 484 家，其中亚太区总部 24 家，投资性公司 295 家，研发中心 379 家。

上海市商务委员会官员表示，下一步，上海将以自由贸易试验区建设为契机，进一步扩大服务业对外开放，完善负面清单管理模式，促进投资贸易便利化，鼓励跨国公司将在亚太区乃至全球总部，以及投资、管理、研发、贸易、结算等功能性机构落户上海。

(里兆律师事务所 2014 年 12 月 12 日编写)

他の必要な措置。商務部が前項に基づいて処理する際、法に従った申告を行わなかった行為の性質、程度、持続した期間、および本弁法第八条第三項に基づいて下された競争効果評価結果などの要素を考慮するものとする。

(里兆法律事務所が 2014 年 12 月 12 日付で作成)

● 国家稅務總局が「事前確認協議年度報告(2013)」を公布した

先頃、国家稅務總局は中英文形式にて「中国事前確認協議年度報告(2013)」(中文、英文)を対外的に公布した。これは中国で五度目の対外的に公布された事前確認協議(以下「APA」という)年度報告である。本報告は中国の APA 制度、実施手順および実際の発展状況を紹介しており、2005 年から 2013 年までの間の APA 協議締結に関する統計データと分析を網羅している。

APA とは、企業が今後一定年度間に行われる関連会社間取引の価格確定原則および計算方法について、税務機関へ申請し、税務機関と独立取引の原則に照らして話し合い、確認した上で合意した協議を指す。関与する国(または独立した税収管轄権を具備する地区)の税務主管当局の数に応じて、APA は国内、二国間および多国間の 3 種類に区分される。

(里兆法律事務所が 2014 年 12 月 12 日付で作成)

● 上海における多国籍企業地域本部は 484 社に達し、投資性会社が 295 社、研究開発センターが 379 社となった

2014 年 10 月の時点で、外資が上海において設立した多国籍企業の地域本部は累計で 484 社であり、その中、アジア太平洋地区本部が 24 社、投資性会社が 295 社、研究開発センターが 379 社である。

上海市商務委員會の担当官によると、次の段階として、上海では自由貿易試験区建設を契機に、サービス業の対外開放の更なる拡大、ネガティブリスト管理方式の整備、投資貿易の利便化促進を行い、多国籍企業がアジア太平洋地域更には全世界本部、および投資、管理、研究開発、貿易、決済などの機能を持つ機構を上海に設立することを奨励する。

(里兆法律事務所が 2014 年 12 月 12 日付で作成)